

市民後見人の養成・育成における流山市および成年後見中核機関の見解について

一つ目は、成年後見地域連携ネットワークの目的、目指す先が「地域共生社会の実現」にあること。

地域共生社会は、「制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされており、流山市においても上位計画である地域福祉計画に位置付けられている。

このことは国の成年後見制度利用促進関連法令、計画においても根幹をなしている。地域を構成する市民の方が参画することで、成年後見制度の利用促進が図られることが期待されており、「市民後見人の養成・育成」は単に後見業務の担い手不足解消だけが目的ではない。

二つ目は、同じ地域に暮らす住民としてご本人と同じ目線で考え、相談し合える寄り添い型の支援活動が行えることに市民後見人の意義があること。

後見業務には必ずしも法的な専門性を必要としない場合もあり、専門性が必要な場合でもその状態が解消されれば後見人等が交代するという仕組みが国で検討されている。例えば施設に入居され衣食住が十分に確保されている場合であれば、複雑な財産管理や権利侵害に対する回復支援よりも、ご本人の人生に寄り添うような関わりが望まれることが想定される。市民後見人だからこそ適しているケースがあることから、養成・育成が必要と考えられる。

三つ目は、将来を見据えた担い手の拡充が必要であること。

流山市を含む東葛北部地区では他地区と比較して法律の専門職が多い傾向が伺えるが、後見業務を行っていない専門職が少なからずおられ、担い手が十分であるとは断定できない。また、高齢化の進行と障がい者の増加、成年後見制度利用促進事業を継続的に進めていくことで制度の周知が進み、利用者の増加が見込まれることもあって、後見業務の担い手については将来的に不安を抱えている。

市民後見人が十分に活躍するためには、ネットワークの構築とチーム支援、市民後見人が相談でき支援を受けられる体制が不可欠である。また、活躍の場（受け皿）が大きな課題となっている。

専門職によるバックアップ体制の検討等を成年後見地域連携ネットワーク全体で取り組んでいきたい。